

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された「全国自治協会町村有自動車共済業務規約の範囲内の町が当事者である和解及び損害賠償の額を定めること」について、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年 4 月 10 日に、塵芥収集車を後退させる際、塵芥収集車の右後部が葉山町堀内 446 番地 1 の石積み塀に接触した事故について和解し、及び損害賠償の額を決定する。

- |   |       |                                                        |
|---|-------|--------------------------------------------------------|
| 1 | 相 手 方 | 東京都中央区八重洲 1 丁目 7 番 20 号 八重洲口<br>会館 3 階<br><br>川崎定徳株式会社 |
| 2 | 損害賠償額 | 49,500 円                                               |
| 3 | 和解の内容 | 損害賠償のほか、町と相手方との間に一切の債<br>権債務関係がないことを確認する。              |

令和 7 年 6 月 10 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

## 事故の概要

令和 7 年 4 月 10 日（木）午後 3 時 5 分頃、葉山町堀内 446 番地 1 において、葉山町クリーンセンター清掃作業員の運転する塵芥収集車を後退させる際、塵芥収集車の右後部が石積み塀に接触し、その一部を損傷させたもの。

### 1 和解の相手方

東京都中央区八重洲 1 丁目 7 番 20 号 八重洲口会館 3 階  
川崎定徳株式会社

### 2 和解の内容

- (1) 町は、相手方に対して、本件事故に関する損害賠償金として、損傷した石積み塀の修理に要した費用 49,500 円を支払う。
- (2) 町及び相手方は、本件示談のほか、町と相手方との間に一切の債権債務関係がないことを確認する。

### 【事故発生状況図】

